

災害時等における応援に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）とヴェオリア・ジェネッツ株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害等により上下水道施設の迅速かつ適切な機能の維持及び回復の必要が生じたとき又は生じる恐れがあるとき（以下「災害時等」という。）における甲の業務の応援（以下「応援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に、甲の要請に基づき乙が実施する応援に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害時等において必要と認めるときは、乙に対して応援を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による応援の要請を受けたときは、乙の営業に支障がない限り、これを受諾するものとする。

3 乙が応援の要請を受諾した時は、甲は、その業務が円滑に実施できるよう、必要な援助及び指示を行うものとする。

（要請の手続き）

第3条 前条の規定による応援の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により行うことができるものとする。

（応援業務）

第4条 甲が乙に応援を要請する業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 電話及び窓口対応業務
- (2) 広報活動業務
- (3) 情報収集業務
- (4) 乙が所有する給水車両による応急給水等の支援活動業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が災害時等において必要と認める業務であって、乙が提供できるもの

（労災補償）

第5条 この協定に基づき応援業務に従事した者が当該活動により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、乙の労災保険により補償するものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第6条 乙が、この協定に基づく応援業務従事中に第三者に損害を与えた場合は、その賠償方法及び賠償額は、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

(応援業務の報告)

第7条 乙は、応援業務が終了したときは、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 従事した人数及び従事した期間
- (2) 使用した機材等の種類、数量及び使用時間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

(経費の負担)

第8条 応援業務に要した経費については、甲乙が協議して決定した額を、甲が負担するものとする。

(経費の支払)

第9条 甲は、乙より経費の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1カ月前までに甲又は乙のいずれからも本協定の改廃について申し出がないときは、更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(継承)

第11条 甲又は乙の組織に変更があったときは、この協定を変更後の組織へ継承するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年1月29日

甲 長野県東御市県281番地2
長野県東御市

東御市長

長岡利夫



乙 東京都港区海岸3丁目20番20号ヨコソーレインボータワー
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社

代表取締役

深澤 貴

